



ARIB STD-T110

狭域通信 (DSRC) 基本アプリケーション インタフェース

DSRC BASIC APPLICATION INTERFACE

標 準 規 格

ARIB STANDARD

ARIB STD-T110 1.1版

平成24年12月18日 策 定
平成28年 9月29日 1.1改定

一般社団法人 電 波 産 業 会
Association of Radio Industries and Businesses

まえがき

一般社団法人電波産業会は、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の参加を得て、各種の電波利用システムに関する無線設備の標準的な仕様等の基本的な要件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と、併せて無線設備、放送設備の適性品質、互換性の確保等、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準を取りまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、DSRC 技術を用いた多用で多彩なサービスを提供するために、「狭域通信(DSRC : Dedicated Short-Range Communication)システム標準規格 ARIB STD-T75」と「狭域通信(DSRC)アプリケーションサブレイヤ標準規格 ARIB STD-T88」で規定する非 IP 系の DSRC プロトコルスタックに複数のアプリケーションを提供するための「狭域通信(DSRC)基本アプリケーションインタフェース」について策定されたもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者及び利用者等の利害関係者の参加を得た当会の規格会議の総意により策定されたものである。

本条準規格で規定されている範囲は、通信を行うために必要最小限の規格を定めたものであるが、本標準規格の実際の利用にあたっては、DSRC システムを構築する事業者が、本標準規格を逸脱することなく独自に定めることが可能な規定および規格値等を併せて利用することが必要である。

本標準規格が、無線機器製造者、電気通信事業者、放送機器製造者、放送事業者、利用者等に積極的に活用されることを希望する。

注意：

本標準規格では、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表 1 及び別表 2 に掲げる権利は、別表 1 及び別表 2 に掲げる者の保有するところのものであるが、本標準規格を使用する者に対し、別表 1 の場合には一切の権利主張をせず、無条件で当該別表 1 に掲げる権利の実施を許諾し、別表 2 の場合には適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表 2 に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りではない。」旨表明している。

ARIB STD-T110

別表

(第二号選択)

特許出願人	発明の名称	出願番号等	備考
三菱電機株式会社	移動体通信端末	特願 2012-000170 (特開 2012-110004 *1)	
三菱電機株式会社	基地局装置および狭域通信システム	特願 2012-098836 (特開 2012-155749 *1)	

注* 1 : 優先権主張番号 特願 2004-99862

優先日

平成 16 年 3 月 30 日

本書の記述方法について

- ◆ 第1章から第3章までは、規定と規格を記述している。
- ◆ 第4章は、本書の理解を助けるための基本的な用語等を解説している。
- ◆ 付属資料は、第1章から第3章までの規定・規格に対して、理解を助けるために記述している。付属資料の記述事項は、規定・規格と同等の効力が有る。

【参考】：参考事項(informative)であることを示す。

目次

まえがき

第1章 一般事項	1
1.1 概要	1
1.2 適用範囲	1
1.3 予約の取り扱い	3
1.4 符号規則	3
1.5 準拠文書	3
第2章 基本アプリケーションインタフェースの概要	5
2.1 基本アプリケーションインタフェースの想定	5
2.2 基本アプリケーションインタフェースの機能概要	6
2.3 基本アプリケーションインタフェースのローカルポート番号	11
第3章 基本アプリケーションインタフェース仕様	13
3.1 車載器指示応答アプリケーション	13
3.2 車載器メモリアクセスアプリケーション	26
3.3 IC カードアクセスアプリケーション	95
3.4 プッシュ型情報配信アプリケーション	113
3.5 車載器 ID 通信アプリケーション	161
3.6 車載器基本指示アプリケーション	191
第4章 用語	199
4.1 用語	199
4.2 略語一覧	202
4.3 変数	204
付属資料 A. DSRC サービスと基本アプリケーションインタフェースの関係	207
A.1 DSRC サービスの想定例と要求される機能	207
A.2 詳細機能分析	208
付属資料 B. セキュリティプラットフォームとの関係	217
B.1 セキュリティプラットフォームの構成	217
B.2 ローカルポート番号一覧	219
B.3 SPF を利用する基本アプリケーションインタフェースの留意点	220
付属資料 C. 基本アプリケーションインタフェースのサービス適用例	221
C.1 車載器 ID を用いた紐付け決済処理の場合	221
C.2 IC カードアクセスを用いたプリペイド型決済処理の場合	223
C.3 IC カードを用いた紐付け決済処理の場合	225

C.4	プッシュ型情報配信を用いた情報提供サービスの場合	227
C.5	ICカードを用いた決済処理の場合	231
付属資料 D.	車載器メモリアクセスアプリケーション	233
D.1	メモリタグの構成	233
D.2	オプションに関する留意事項	234
D.3	保護モードについて	238
D.4	メモリアクセスの運用について	238
付属資料 E.	車載器 ID 通信アプリケーションに関する実装例と留意事項	243
E.1	アプリケーション内セキュリティとして DSRC-SPF を採用した場合の例	243
E.2	アプリケーション内セキュリティを取り扱わない場合の留意点	250
E.3	アプリケーション内セキュリティを取り扱う場合の留意点	250
付属資料 F.	基本アプリケーションインタフェースのバージョン	253
F.1	定義	253
F.2	用途	253
F.3	バージョン管理の要素	253
F.4	バージョンの更新	254
F.5	互換性の維持	254
F.6	バージョンの選択	255
付属資料 G.	プッシュ型情報配信アプリケーション	257
G.1	クライアント情報通知コマンド	257
G.2	プッシュ型情報配信アプリケーションにおける留意事項	258
G.3	RC/DC フラグによる移動局の動作例	259

改訂履歴